

令和4年度 第12回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和5年3月13日(月)午後2時00分から4時00分

開催場所 御殿場市役所 東館2階 201・202・203会議室

出席委員 (28人)

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	4番 立道和策君
	6番 勝又政昭君
7番 長田守正君	8番 坂本登志雄君
9番 伊倉ふさ子君	
11番 小宮山光文君	12番 小宮山勉君
13番 鎌野博之君	14番 山崎嘉幸君
15番 芹沢重徳君	16番 勝又高君
17番 田代速夫君	18番 内田元和君
19番 鈴木政信君	20番 土屋直人君
21番 小林武治君	22番 大庭省一君
23番 勝亦康雄君	24番 勝又保明君
25番 渡辺義文君	26番 勝又光明君
27番 杉山光利君	28番 石田澄夫君
29番 滝口恵治君	31番 林良三君

欠席委員 (2人)

5番 岩瀬茂君	10番 勝亦里沙君
---------	-----------

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第49号 非農地証明申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第50号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会法に関する議案
議案第51号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 9 農業委員会に関する議案
議案第52号 御殿場市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について
- 10 その他
- 11 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 上原 正典 遠藤 慎也 室伏 貴裕

会議の概要

事務局長

ただ今から令和4年度第12回総会を開会いたします。

--会長挨拶--

事務局長

ありがとうございました。

本日の出欠の報告ですが、議席番号5番 岩瀬茂委員と議席番号10番 勝亦里沙委員が欠席となります。農業委員の出席は過半数に達しておりますので、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により小宮山会長を議長として進行します。

事務局長

会長お願いいたします。

会長

これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。

会長

日程3 議事録署名人の指名ですが、6番 勝又政昭委員、7番 長田守正委員よろしく申し上げます。

会長

日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。

会長

日程5 農地法に関する報告事項に入ります。

報第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

報第20号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年3月13日報告。今月の5条の届出は4件です。

(番号1～4について内容の読み上げ)

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案に入ります。

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題としま

す。事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の3ページをお願いします。

議案第47号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年3月13日提出。今月の3条許可申請件数は4件です。

整理番号1から4につきましては、営農型太陽光発電事業にかかる3条申請となります。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 2,067.66 m²

譲受人は農地の上空において太陽光パネルが設置されることについて同意のうえ、経営規模拡大のため譲渡人から使用貸借により農地を借り受けるものです。申請面積については、後ほどの農地法第5条許可申請であります一時転用部分にあたる太陽光発電設備の支柱部分の面積を除いたものとなります。営農部分においては、お茶を栽培する計画となっております。

番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 434.71 m²

譲受人は営農型太陽光発電のために太陽光パネルを設置するため、賃貸借により譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。申請面積につきましては、農地の上空を占有する太陽光パネルの総面積となっております。なお、区分地上権設定においては、耕地面積および稼働人数は審査の対象とならないため、議案書においては、便宜上ではありますがいずれも0と表示しております。

番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号3（議案書の内容読み上げ）畑 3,547.37 m²

譲受人は農地の上空において太陽光パネルが設置されることについて同意のうえ、経営規模拡大のために譲渡人から使用貸借により農地を借り受けるものです。申請面積については、後ほどの農地法第5条許可申請であります一時転用部分にあたる太陽光発電設備の支柱部分の面積を除いたものとなります。営農部分においては、お茶を栽培する計画となっております。

番号3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号4（議案書の内容読み上げ）畑 869.43 m²

譲受人は営農型太陽光発電のために太陽光パネルを設置し、賃貸借により譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。申請面積につきましては、農地の上空を占有する太陽光パネルの総面積となっております。なお、区分地上権設定においては、耕地面積および稼働人数は審査の対象とならないため、議案書においては、便宜上ではありますがいずれも0と表示しております。

番号4について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番から4番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

18番委員

整理番号1については、調査日は令和5年3月4日です。譲渡人、譲受人と現地で調査を行いました。

申請ですが、本人が申請したもので内容に間違いはありません。

権利の設定・移転等の内容ですが、茶畑として利用します。営農型太陽光のソーラーシェアリングの設置を行います。

効率的利用ですが、自宅から現地まで片道約3.6kmで、所要時間は20分。譲受人はこれから、茶刈機1台、乗用型を購入予定で検討しています。耕運機1台、草刈機4台、スナッピー1台を所有しております。

耕作管理計画ですが、茶を栽培予定とのことです。また、太陽光用スクリュウー杭76mm径をここでは75本設置しまして、面積が0.34㎡になります。

下限面積ですが、茶畑の面積2,067.66㎡で20年耕作するよう計画されています。所有地以外の借入地は3,392.56㎡です。ソーラーシェアリングの設置を進めるとのことです。

農地の転貸し等はないとのことです。

地域との調和ですが、現地の農地利用について、地元の取り決めに遵守し農作業を行っていくそうです。

整理番号1については、以上でございます。

18番委員

整理番号2については、調査日は令和5年3月4日です。譲渡人、譲受人と現地で調査を行いました。

申請ですが、本人が申請したもので、内容に間違いありません。

権利の設定・移転等の内容ですが、ソーラーシェアリングの設置を行うとのこと。ロンジーという太陽光パネルを200枚設置して、合計で91kWになるそうです。

整理番号2については、以上でございます。

18番委員

整理番号3ですが、整理番号1の隣の農地になります。

調査日は令和5年3月4日です。譲渡人、譲受人と現地を確認しました。

譲受人が同じですので、内容的には申請した内容と間違いありません。

耕作管理計画ですが、茶を栽培予定とのことです。また、スクリュウー杭を141本設置するというので、面積が0.64㎡です。

下限面積ですが、茶畑の面積が3,457.37㎡です。所有地以外の借入地は3,392.56㎡です。ソーラーシェアリングの設置を行う予定です。

農地の転貸し等はないとのことです。

現地の農地利用については、地元の取り決めに遵守し農作業を行うとのこと。

整理番号3については、以上でございます。

18番委員

整理番号4ですが、調査日は令和5年3月4日です。譲渡人、譲受人と現地で調査を行いました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いありません。

権利の設定・移転等の内容ですが、ソーラーシェアリングの設置を行うとのこと。ロンジーという太陽光パネルを400枚設置して、合計で182kWになるそうです。

整理番号4については、以上でございます。

以上4件、ご審議の程よろしく申し上げます。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書5ページをお願いします。

議案第48号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年3月13日提出。今月の5条許可申請は4件です。

整理番号1、2についてですが、先ほど3条許可申請で説明がありました案件と同一事業になります。この2つに関しましては、営農型太陽光発電となり農地に支柱を建て、営農を行いながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みとなります。この場合支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となるため、今回の5条申請に至ったものです。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 0.34㎡

転用内容は、賃借権による太陽光発電用杭の設置です。期間は令和8年3月12日までの3年間の一時転用です。但し、譲受人が太陽光発電の期間を20年間に設定しているため、3年ごと再許可の申請が必要となります。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されますが太陽光発電設備の下で営農を行う形での一時転用であり、特例として転用が認められるものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 0.63㎡

転用内容は、賃借権による太陽光発電用杭の設置です。期間は令和8年3月12日までの3年間の一時転用です。譲受人が太陽光発電の期間を20年間に設定しているため、3年ごと再許可の申請が必要となります。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されますが太陽光発電設備の下部で営農を行う形での一時転用であり、特例として転用が認められるものです。

番号3（議案書の内容読み上げ）畑 457 m²

転用内容は、売買による店舗、駐車場の設置です。

農地区分は用途地域から500m以内にありかつ農地の集団性が10ha未満のため第2種農地に区分されます。整理番号4との一体事業となります。

番号4（議案書の内容読み上げ）畑 1,367 m²

転用内容は、売買による資材置場、駐車場、ビニールハウス3棟の設置です。

農地区分は用途地域から500m以内にありかつ農地の集団性が10ha未満のため第2種農地に区分されます。整理番号3との一体事業となります。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番および2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

18番委員

整理番号1についてですが、調査日は令和5年3月4日です。譲受人から委任状が出ていまして、代理人と譲渡人と現地にて3人で実施しております。

申請については、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲渡人は固定資産税等を払い続けるならば、貸せる方が得ということで、数年前に太陽光発電への了承をしたようです。

資金については、自己資金800万円で対応していくとのことでした。

他の権利者ですが、他の権利設定はありません。

転用時期ですが、許可後直ちに実施する予定です。

他法令ですが、農地転用面積について杭が75本ということで0.34 m²になる予定です。

転用面積ですが、適正であると考えております。

周辺への影響ですが、周辺で影響が出た場合は責任を持って解決するとのことでした。

18番委員

整理番号2についてですが、調査日は令和5年3月4日です。譲受人と譲渡人と現地確認しております。

申請ですが、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲渡人は固定資産税を払い続けるならば、貸せる方が良いということで太陽光発電への承諾をしたようです。

資金については、自己資金1,600万円で対応するとのことでした。

他の権利者の同意ですが、他の権利設定はありません。

転用時期ですが、許可後直ちに実施予定です。

他法令の農地転用ですが、141本のスクリーウー杭を打つということで面積は、0.64

m²になる予定です

転用面積ですが、適正であると考えております。

周辺への影響ですが、周辺で影響が出た場合は自己責任で解決するとのことです。

以上で報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

整理番号3番および4番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

整理番号3ですが、調査日は令和5年3月5日です。譲受人の代理人行政書士と譲渡人と現地で立会い行いました。

申請については、本人が申請したものであり、内容について間違いはありません。

転用の理由ですが、隣地で栽培するシイタケ、キクラゲ等の林産物と富士岡地区産のお茶、紅茶、卵、水菜等の販売をする観光資源としての土産物等販売店を建設するものでございます。都市計画法第34条2号の観光資源等の有効利用上必要な施設として御殿場市都市計画課の判断がされているということで、妥当であると思います。

資金につきましては、自己資金が確保されているということです。

他の権利者ですが、他の権利を有する者はございません。

転用時期ですが、許可後早急に着工したい。

他法令の関係ですが、都市計画法等他法令の手続きを進めているということです。

転用面積ですが、事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響ですが、周辺に支障をきたすおそれはないが、万が一発生した場合は責任をもって善処するとのことです。

19番委員

整理番号4ですが、調査日は令和5年3月5日です。譲受人の代理人行政書士と譲渡人と現地で行いました。

申請の内容ですが、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用の理由は、材木加工で発生するオガコを利用した椎茸等キノコ類の培養・発生をするための施設としてビニールハウスを作るということ、それに伴う資材置場、駐車場を建設するもので妥当であります。

資金的には、自己資金が確保されています。

他の権利者ですが、他の権利を有する者はございません。

転用の関係ですが、許可後早急に着工したいとのことです。

他法令の手続きについては、進めているということです。

転用面積については事業目的から見て、適正であると考えます。

周辺への影響ですが、周辺に支障をきたすおそれはないと思いますが、万が一発生した場合は責任をもって善処することです。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

23番委員

ソーラーパネルの高さに制限はありますか。トラクターが入るなら農地として使えますが、低い場合は、農地として使えないかと思えます。

事務局 高さの制限はありません。こちらは営農型太陽光発電なので、必ず下部は農業をやることになっており、ある程度高さはあります。営農型でない太陽光発電の場合も制限はありません。

23番委員 分かりました。1番と2番で、現在休耕状態だという話を聞きましたが、ここでお茶を作る見込みがあるのですか。実際の所、お茶を植えてすぐには出来ないと思うが、後継者もおらず、あまり意味がない話で本当に許可していいものかと思います。その後何も作らないで、苗を植えただけで、荒廃していく可能性もあるかと思います。

事務局 お茶ですので、6年後ぐらいの収穫になります。営農計画書では青地なので3年間の一時転用となっておりますが、20年間賃借権を設定する予定ですので、3年毎に1回更新ということになります。譲受人は、すでに何か所か営農型太陽光の事業を行っており、事務局でも現地確認に行きまして、実際耕作管理されています。ただ6年経った所はないのですが、一か所はお茶が収穫され売りにも出しています。

23番委員 実際やられているということですね。

事務局 はい。

会長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

4番委員 1番、2番について、目的が一時転用ということで、面積的に0.34㎡とか、0.63㎡で一時転用ですが、地目は何になるんですか、宅地になるんですか。ある知り合いの方がお茶畑にソーラーパネルを設置したら、支柱の部分が畑でもなんでもなくて、ここで言えば0.34㎡、0.63㎡の部分に別に税金がかかるとも話していた。一時転用の目的、税の関係はどうされているか、その辺を教えてくださいたいです。

事務局長 通常の太陽光については、雑種地宅地並みで課税しているということですが、営農型太陽光の支柱の部分だけ課税地目を分けているかについては、課税部門に改めて確認いたします。

4番委員 知り合いの方で設置した方がいて、支柱の部分は税金を取られると聞いたものですか、今回もそうなっているのか、いや違いますよと言われるのか、確認したかったものですから。後日で結構です。

事務局長 また確認してご報告させていただきます。

4番委員 よろしく願いいたします。

会長 目的に一時転用とありますが、この一時転用が何に一時転用するのか、委員さんもわ

からないのでは。雑種地と表記するのか。また一時転用というだけで農地、畑として扱う解釈もあるかもしれないが、何かに転用したいのだから、その辺も確認をお願いします。

事務局長

基本的には課税は現況主義でありますから、一時転用と言えども、転用している間は、雑種地であれば課税も雑種地宅地並の扱いとなるかと思えます。ですが、あまりにも過小な面積の場合はそこまでやっているかという話は、ここではお答えできないので、後日報告します。

会長

後日、報告よろしくお願いいいたします。

事務局

1番、2番は賃借権20年が設定されていますが、20年後の農地の復元計画も提出されているので、基本的には20年後は農地に戻る予定となっております。

7番委員

営農型太陽光発電の場合、農地部分に作物を植え、単収の8割以上収穫があれば良いかと思えます。譲受人はお茶の栽培の実績があるということですが、確認は誰がするのですか。

事務局

1年に1回実績を報告してもらうこととなっており、先日報告書が出てきています。内一か所のお茶の収穫があったところは、平均単収より穫れているという報告が上がってきています。今年になり事務局で現地を見に行きましたが、お茶はしっかり育っていました。

7番委員

事務局が確認しているということですね。

事務局

はい。

会長

ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に議案第49号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第49号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。
令和5年3月13日提出。今月の非農地証明申請は1件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）登記地目 田 現況 宅地 22㎡

こちらは非農地証明の要件である建築物等との住宅敷地として相当のものであり、かつ10年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるものに当てはまりません。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

25番委員

調査日は令和5年3月5日です。申請人と現地にて行いました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容等に間違いはありません。

現況ですが、境界に幅15cm高さ1m以上のコンクリート壁の内側に管理された生垣があり洗濯、自転車置き場の通路として使用しています。

転用経緯ですが、平成7年に宅地が狭いと申し出があり、実父との話し合いで宅地の拡張を承諾しましたが、筆界未定地のため事務処理を出さないまま現在に至ったそうです。

所定の手続きをしなかった理由としましては、農地法に理解不足だったそうです。

農地への回復ですが、壁を壊し生垣を移転するのは非常に難しいと思います。また通路として利用しておりますので、日常生活に支障があるので復元は容易ではないと考えます。

農業生産力の高さについてですが、細帯の土地なので生産力は低い土地と考えます。

他法令につきましては、転用はありません。

会長

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長

（質問、意見等 なし）

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

会長

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

事務局

次に日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案 を議題とします。

議案第50号 農地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

議案書の8ページをお願いします。

議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和5年3月13日提出。

議案書9ページの議案第50号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が3月14日の利用集積計画となります。

本議案における計画につきましては農地中間管理事業による利用集積が5件で、面積は12,566㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1～4（内容読み上げ）13筆 11,566㎡

番号5（内容読み上げ）1筆 1,000㎡

会長

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長

（質問、意見等 なし）

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

会長

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

日程8 農業委員会法に関する議案 を議題とします。

事務局

議案第51号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 事務局から説明を求めます。

議案書の11ページをお願いします。

議案第51号 農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、次のとおり農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、委員会の決定に附す。令和5年3月13日提出。

農地利用最適化推進委員の死去に伴い、新たな委員を委嘱する場合、補充の場合もホームページにより広く公募する必要があるため、令和5年2月14日から3月10日まで公募した結果、1名の方の推薦がありました。

農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱するため農業委員会の決定を求めるものでございます。

1. 委嘱する農地利用最適化推進委員 別添のとおり

2. 農地利用最適化推進委員の担当する地域 高根地区

3. 農地利用最適化推進委員の任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

別紙議案第51号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてをご覧ください。

(内容読み上げ)

会長

以上で事務局からの説明を終わります。

事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

日程9 農業委員会に関する議案 を議題とします。

事務局

議案第52号 御殿場市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について 事務局から説明を求めます

議案書の12ページをお願いします。

議案第52号 御殿場市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、別紙のとおり定めたので委員会の決定に附す。令和5年3月13日提出。

議案書の13ページの議案第52号 別紙資料をお願いします。

(内容説明)

会長

以上で事務局からの説明を終わります。

事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

事務局

それでは、本日の日程を全て終了しましたので、事務局へ進行を返します。

(連絡事項等)

1. 山之尻地域計画（モデル地区）の取組みについて 29番委員より取組成果説明
2. 先進地活動事例（福島県郡山市農業委員会のタブレットの導入による業務効率化）の紹介並びに協議

2番委員

ご意見、ご感想等ございましたらご発言お願いいたします。

事務局

御殿場市農業委員会で来年度以降、タブレットを使ってやるようになるんですか。

本市農業委員会でも来年度はタブレットを導入しまして、利用状況調査で現地での確認の際に使っていく予定です。郡山市の例のように会議で使うというところまでは、まだ想定していませんが、まず現地調査等で使っていければと考えております。

3. 御殿場市役所等における感染症対策の考え方について

4. 配布物について

農業会議情報

農業委員会活動記録簿（R5.4～3）

5. 農業委員会親睦会会計の監査について

6. 次回総会 4月12日（水）午後2時00分

御殿場市民会館 3階 第7会議室

事務局長

連絡事項は以上になります。

長時間にわたりありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第12回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長

議事録署名人

6 番

議事録署名人

7 番
